

(様式1裏面)

浄水発生土の譲渡に関する確認事項

(使用上の留意事項)

- 第1 申込人は、浄水発生土の使用に当たっては、その性状を十分把握した上で使用するものとする。
- 2 浄水発生土には放射性物質が含まれているため、使用目的以外に使用しないこと。なお、浄水発生土引渡し時の放射性物質濃度は、申込書写しに記載するものとする。

(引渡し)

- 第2 浄水発生土の引渡し場所は、浄水場の指定する場所とする。
- 2 浄水発生土の引渡し量の計量は、浄水場の重量計によって行い、申込人との引渡し量の確認は、浄水場が定める計量伝票によるものとする。
- 3 浄水場は、前項の計量伝票の控えを申込人に付与するものとする。

(作業及び負担の範囲)

- 第3 申込人は、次の各号の作業を自己の責任と負担で行うこととする。ただし、必要に応じ、浄水場が立ち会うものとする。
- (1) 浄水発生土の積込みに関する作業
- (2) 第2の2に規定する計量の作業

(事故等の処理)

- 第4 申込人は、第2に規定する積込み及び計量の作業に起因する事故については、自己の責任において処理するものとする。
- 2 申込人は、浄水発生土を使用することに起因するすべての事柄については、自己の責任において処理するものとする。

(法令等の遵守)

- 第5 浄水発生土の運搬及び使用等については、関係法令を遵守して行うものとする。

(譲渡価格)

- 第6 浄水発生土の譲渡価格は、1トンあたり100円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

(代金の請求及び支払い)

- 第7 浄水場は、月末までの引渡し量を集計のうえ、翌月、申込人に対し納入通知書により代金を請求するものとする。
- なお、集計において、引渡し量の1トン未満の端数は切り上げるものとする。
- 2 申込人は、納入通知書により支払いを行う場合は、納入通知書記載の納入期限に従い、金融機関の窓口でこれを支払うものとする。

(延滞金)

- 第8 申込人は、第7の規定による代金の支払いが遅れた場合は、その遅延日数に応じ、未払金額に対し年2.6パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として支払うものとする。ただし、延滞金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(利用状況の報告)

- 第9 申込人は、浄水発生土を使用した際は、用途別利用状況を報告すること。

(その他)

- 第10 譲渡した浄水発生土に含まれる放射性物質により発生したトラブル、損失、損害等に関して、当浄水場は一切の責任を負いません。